

広報

ちくの

人権問題特集号

発行／筑紫野市

編集／同和問題啓発資料編集員会



12月4日から10日は「人権週間」です。

目次	•はじめてのランドセル	2
	•私たちにできることは	3
	•いじめ～親の願い～	4
	•「我が家家のルール」のすすめ	5
	•子どもの「生きる権利」とは	6
	•自分らしさが發揮できる社会をめざして	7

12/1
2012年

はじめてのランドセル

私にできることは 小さなこと
でも それを感謝してできたら
きっと 大きなことだ

「小さな実」星野 富弘 誌画集『あなたの手のひら』(偕成社)より



「先生、私を見てください！」

ランドセルを背負った6年生のMさんが、職員室に突然入って来てこう言いました。目を輝かせながら歩いて来たMさんは、とても大きな喜びに包まれていました。そして、その姿に心を打たれた先生たちの胸にも、Mさんに対する温かい思いがこみ上げてきました。

Mさんは、脳性麻痺という病気のため生まれてからずっと車いすでの生活を続けてきました。そのため、小学校に入学する際に他の子どもたちのようにランドセルを買うことはありませんでした。Mさんは、5年生のころから歩行器を使って歩く練習を始め、6年生になると歩行器なしでの自立歩行の練習も少しずつできるようになつてきました。

ある日のこと、担任の先生が、Mさんのために自分の娘が使っていたランドセルを持って来ました。それは、少しずつ歩けるようになつたMさんが、友だちのランドセルに興味を示していることに気づき、歩行訓練にも生かせると考えたからです。Mさんにとつては、夢にまで見たラン

ドセルです。Mさんは、生まれて初めてランドセルを背負うことができたのです。うれしさでいっぱいのMさんは、たくさんの先生方や友だちに自分の姿を見てもらいたくて、ランドセルを背負い、手すりを伝いながら校舎中を歩き回りました。「わあ、Mさんすごいね！」と、先生や友達から声をかけられると、Mさんは天にも昇る心地でした。そして、教室に戻っ

たMさんは自分の机の上にランドセルを置き、今度は教科書やノートをいっぱいに詰め込みました。Mさんにとっては、ランドセルに荷物を詰めることも生まれて初めてのことだったのです。荷物が詰まつたランドセルは、いっしり重くなり、Mさんには背負えなくなります。すると、Mさんは、いっぱいになつた荷物を少しづつ出し、ほどよい重さになつたランドセルを背負い、また歩行訓練を続けます。次の日も、また次の日も、Mさんはうれしそうに同じことを繰り返すのです。

「先生、ランドセルを持ってきてくれてありがとうございます。」

Mさんが、担任の先生に心からお礼を言いました。

「Mさん、ランドセルを背負つて一生懸命歩いてくれてありがとうございます！」そして、この学校にいてくれて先生の学級の子どもでいてくれて本当にありがとうございました。この実現に向かって毎日頑張っているMさんと、それをいつもそばから

温かく見守り支えている担任の先生や友達。

人はみな支えたり支えられたりしながら生きています。そのかかわりの中で、お互いが感謝の気持ちでつながつていけたらどんなにすばらしいことでしょう。

私たちにできることとは

ハンセン病ってどんな病気か知ってる?

ハンセン病とは、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」に感染することで起くる病気です。かつては、「らい病」と呼ばれていました。感染すると、体の抹消神経が麻痺して熱い、冷たい、痛いなどの感覚がなくなることがあります。だから、ケガをして化膿しているのに気づかず、結果的に手足を失った人たちもいます。

現在では、いくつかの薬剤を組み合わせた治療法が広く行われ、早期発見と適切な治療で確実に治ります。

治る病気なのに、どうして偏見や差別はなくならないのだろう?

ハンセン病患者への差別を生み出した最大の原因は、感染した人たちを法律によつて強制隔離してきたことです。ハンセン病は、感染力が非常に弱いので、通院で治療することができる病気です。それにもかかわらず、法律は感染を予防することなどを理由に、すべての患者を療養所に隔離することを定め、病気が治つたときに退所する規定すらありませんでした。

2001（平成13）年、熊本地方裁判所が言い渡した「らい予防法」意見国家賠償請求訴訟（ハンセン病訴訟）の判決

ハンセン病の歴史		
年号	法律の名称	主な内容
1907（明治40）年	「瘤子防に関する件」制定	入所させるための療養所を作る目的で制定
1931（昭和6）年	「瘤子防法」制定	上記の法を歐米の法律と同等の法律とするために作られた。この法に基づき療養所建設が進められ患者が強制的に隔離されていた。
1945（昭和18）年	治療薬「プロミン」発見	
1953（昭和28）年	「らい予防法」制定	治療薬プロミンが発見されたが、治安対策的な理由が優先され、強制隔離などの内容がのこされたまま「瘤子防法」を改正し制定された。
1996（平成8）年	「らい予防法の廃止に関する法律」制定	約一世紀に渡って続いた隔離政策に終止符
2009（平成21）年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定	療養所を地域に開放し、入所者の社会復帰を後押しする内容が盛り込まれた

文では、「ハンセン病の人を隔離する必要がないことは、遅くとも1960（昭和35）年には判っていたのに、法律を廃止して政策を転換しなかったことは、基本的人権を定めた憲法に違反している。」と述べています。

法律の廃止や政策の転換が遅れた背景には、国の対応はもちろんのことですが、ハンセン病のことを知ろうとしなかつた私たちの無関心にも大きな原因があるのでないでしょうか。

いま、私たちにできることは

2012（平成24）年2月、熊本県の菊池恵楓園の中に『子どもから大人まで憩える場所になつてほしい』との願いから開設された保育園があります。「かえでの森こども園」です。これは、2009（平成21）年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき全国で初めて開設された保育園です。園内には、子どもたちの声が響き、保護者や家族が自由に入りできるようになっています。また、この保育園には今年9月には入所者や地域の人たちとコーヒーや紅茶などを飲みながら交流できるコーナーもできています。

ハンセン病問題は、決して特別な問題でも過去の問題でもありません。

私たち一人ひとりがハンセン病について正しく理解することから解決の一歩が始まるのではないかでしょうか。

いじめ 親の願い

私は、保育園に通う健一（仮名）という息子がいます。一日の終わりには、その日の出来事や楽しかったことなどを話すことにしています。

ある晩、私はいつものように

「健ちゃん、今日は保育園で何をして遊んだの？」と尋ねました。普段は、「砂場でお山を作つて遊んだよ。」「おにごっこをしたよ。」と楽しそうに話してくれるのですが、その日はなんだか浮かない顔をして、

「もう保育園に行きたくない・・・」

と言つたかと思うと、大粒の涙を流しながら泣きじやくりはじめました。詳しく聞くと、健一はある友だちから叩かれたり蹴られたり、時には「口を開けて」と言つて口の中に砂を入れられることがあるようでした。

保育園で楽しく過ごしているとばかり思つていた私は、息が止まる

ほどのショックで返す言葉を失いました。そして、しばらくして

「健ちゃん、その子に『やめて』って言えば？ そして、そんな時は先生に言わなきゃいけないよ。」

と言うと、

「だって、言つてもやめてくれないんだもん。それに先生に言つても、先生が見ていないときにやるんだもん。」

と言つて泣きやみませんでした。

私は、いじめられてもじつと我慢している息子がかわいそうであると同時に、いじめた子に対する感情を抑えきれなくなつて、

「それじゃ、健ちゃんもやりかえしなよ。」
と言つてしましました。すると、

「ダメだよ。人を叩いたり、蹴つたりしてはいけないんだよ。」
という言葉が返つてきました。私は、ハツとしました。我が子かわいさに冷静でいられなくなつていた私は、やられたらやり返すでは何も解決できないことをその時に息子から教わりました。そして、その日は泣きじやくる息子をぎゅっと抱きしめてから眠りにつきました。

次の日、保育園で息子を叩いたりしている子を見つけた私は、「いつも健ちゃんと遊んでくれてありがとう。でもね、蹴つたり、叩いたりはしないでね。おばちゃんとの約束よ。」
と言つて指きりげんまんをしました。そして、昨晩息子から聞いたことを担任の先生に相談しました。担任の先生は、「これから注意して見ておきます。」
と言つてくださいました。

それ以来、息子はいじめられるることはなくなりました。

今回の件は、まだ「いじめ」と呼べるものではないかもしだせん。これから先、子どもの成長とともに、もっと解決の難しい問題と直面することもきっとあると思います。その時は、今回のように取り乱したりしないように心にゆとりを持つて、じっくり子どもの話を聞ける母親であります。そして、何よりも私自身が悩んだ時に相談できるように、保育所や学校の先生や保護者、地域の人たちとの人間関係を作つておかなければと思ひます。

「我が家家のルール」のすすめ

最近では、塾や習いごとで帰りが遅くなることや子どもが巻き込まれる事件が多く発生していることもあります。子どもが携帯電話を持つ割合は非常に高くなっています。

内閣府が実施した「平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、小学生では16・6%、中学生では42・8%、高校生では95・1%が自分専用の携帯電話を持っているとの調査結果が出ています。

確かに、携帯電話はすぐに連絡が取れる、居場所がわかる、防犯ブザーになるなど子どもたちの安全に役立つ道具です。しかし、携帯電話からも簡単にインターネットにつながるため、犯罪に巻き込まれるなど子どもの身を危険にさらす道具にもなりかねません。

また、昨今では、インターネットの書き込みによる「いじめ」などの人権侵害が大きな社会問題となっています。その一つに、学校裏サイトがあります。これは、ある特定の学校の話題のみを扱う掲示板（サイト）のことです、無責任な噂や実名を挙げての誹謗中傷、さらにはウソの話を書き込んで相手をおとしいれるものです。書き込みをした人は、ほんの遊びのつもりかもしれません、心ない書き込みで傷ついている人がいるのです。

インターネットは、コミュニケーションの輪を広げる便利な道具ですが、他人への中傷や無責任な噂など、インターネットを悪用する行

為は、人権侵害につながります。

このようなトラブルから子どもを守り、携帯電話やインターネットを賢く利用するためには、保護者が子どもの携帯電話の利用実態を把握するといった保護者の見守りと同時に、子どもがマナーを身につけるルール作りも大切です。子どもの意見を聞きながら、親子で「我家家のルール」を作つてみてはいかがでしょう。

『我が家家のルール』の例

- ・電話番号やメールアドレスをむやみに教えない。
- ・知らない相手からのメールは必ず保護者に見せる。
- ・有料サイトは、保護者に相談してから利用する。
- ・学校には持つていかない。
- ・勉強中、食事中は電話もメールもしない。
- ・携帯電話は、自分の部屋に持ち込まない。
- ・自分や友だちの個人情報（住所、名前、学校名など）を書き込んだり、人の悪口は絶対に書き込まない。
- ・高校卒業まではファイルタリングを外さない。

「我が家家のルール」を決めるということは、決して子どもをがんじがらめにすることではありません。常日頃から何でも話し合える親子の信頼関係づくりこそ大切なのではないでしょうか。



子どもの「生きる権利」とは

筑紫野市子ども条例について

筑紫野市では、2010（平成22）年に筑紫野市子ども条例を制定し、2011（平成23）年4月から施行しています。

この条例の中では、子どもにとってとりわけ大切な権利として保障されなければならないものとして、「生きる権利」「育つ権利」「参加する権利」「守られる権利」の4つをあげています。

子どもの「生きる権利」とは何ですか？

子どもの生きる権利とは、単に命が維持されるということだけではありません。

- ・自分に役立つ情報を知ること
- ・さまざまな文化やスポーツを楽しむこと
- ・プライバシーが尊重されること

守られる権利

- ・身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないこと
- ・あらゆる形態の差別を受けないこと
- ・自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと

筑紫野市 子ども条例

生きる権利

- ・生命が守られること
- ・愛情及び理解をもって育まれること
- ・平和で安全な環境の中で生活できること

参加する権利

- ・自分に関する意見が尊重されること
- ・子どもであることで不当な扱いを受けないこと
- ・仲間を作り、仲間と集うこと

自分らしさが發揮できる社会をめざして

「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」という言葉は、日常的によく耳にします。この「～らしさ」とは、どんな意味でしょうか。国語辞典には、「～の特質をはつきりそなえている」とあります。男の子や女の子の特質をそなえているとは何でしょうか。

現在の社会には、未だ「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識が日常生活だけでなく社会のいろいろな分野に深く浸透し残っています。これは社会によって作られた意識のこと、個性や能力よりも性別に重点をおいた意識です。

家族のために働くのが自分の役割で家庭のことは妻の役割という考えだった太郎（仮名）さんは、体調を崩し休職しました。自宅療養しながら一年間、専業主夫を経験しました。はじめの頃は慣れない家事に戸惑いを感じ、買い物に行つても周りの目が気になりいつも自分が浮いたような気持ちだったそうです。専業主夫になつたことで、今まで仕事に追われていた日々とは全く違う生活が始まりました。その中でこれまで仕事一筋だった自分を振り返りながらいろいろなことに気付いていました。

体調が回復した太郎さんは、先日職場復帰を果たしました。休職前には仕事に追われる毎日でしたが、これからは仕事と同じように家庭や地域の一人として過ごす時間を大切にしたいと考えています。

す。そんな気持ちを胸に新たな一步を踏み出した太郎さんを職場の仲間も温かく迎え入れてくれました。

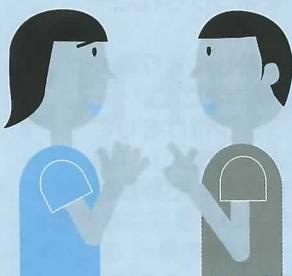
太郎さんのように「妻が外で働き、夫が家事をする」という例はまだまだ少数派かもしれませんが、「男が外で働き、女は家庭を守るべき」という考えは以前に比べるとかなり少なくなっています。

また内閣府が行つた「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）でも、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成する人は男性45・9%、女性37・3%に対し、反対する人は男性51・1%、女性58・6%と、この考え方に対する人が賛成する人を男女とも上回る結果が出ています。

私たちの中にある「男は外、女は内」という固定的性別役割分担意識が偏見や性差別につながるとすれば、男女の多様な生き方を制約する要因にもなります。

わたしたちは、社会によって作られた「固定的性別役割分担意識」のこだわりから抜け出し、自分らしさが發揮できる社会を作っていくことが大切なのはないでしょうか。

※主夫とは、妻の扶養に入り家事や育児を専業とする男性のことといいます。



12月4日～10日 人権週間とは

1948（昭和23）年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、この日を“世界人権デー”と定めました。

日本では、翌年の昭和24年から毎年12月4日から10日までの一週間を「人権週間」として、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。

筑紫野市の主な取り組み

★街頭啓発

とき 12月3日(月)18時～19時
ところ JR二日市駅、西鉄二日市駅、
朝倉街道駅

★市内児童生徒の人権ポスターや標語の掲示

とき 12月3日(月)～10日(月)
ところ 各コミュニティセンター、カミーリヤなど

福岡県の主な取り組み

★人権週間講演会

とき 12月8日(土)12時25分～16時55分
ところ クローバープラザ「大ホール」
内容 講演 テーマ 「ことばとこころ」
講師 林田スマさん
(フリーアナウンサー)
映画 「わが母の記」

編集後記

「いのち」 作詞・作曲 古木涼子

いのちがこんなに尊いのは
この世にたつたひとつだから
いのちがこんなにきれいなのは
神さまが心めてるから
いのちがこんなに愛しいのは
それはあなたあなたのいのちだから
父さんがいて母さんがいて
家族がいてみんながいて
そしてあなたが生まれた
けつして一人ではなかつた
みんなで守るよ そのいのちを
心と体 傷ついても
あなたのいのちは変わらないよ
美しく光り輝いてる
生きて 生きて 生きてほしい
かけがえのない あなたのいのちを
生きて 生きて 生きてほしい
かけがえのない あなたのいのちを
あなたのいのちを

すべての「いのち」への限りない思いが込められたこの詩は、教会のシスターである古木さんがつくられました。そのきっかけは、性的虐待によって珠のような「いのち」を傷つけられた一人の女の子のお話からだそうです。

どれほど傷つけられ、踏みにじられても、「いのち」は変わらず、珠のように美しく光り輝くものです。すべての「いのち」は、生まれてきて、この瞬間にここにいることが尊いのです。

このことに、みんな気づいているのに、なぜ、「いのち」に価値を付けたりランク付けをしてしまうのだろう。「男・女」「子ども・おとな」「健常者・障がい者」「日本人・外国人」「同和地区内・外」…わたしとあなたの「いのち」は同じく尊い。人権問題は、「いのち」にかかわる問題です。